

「三鷹市環境基金」の活用委員会委員を公募します

昨年7月に創設された三鷹市環境基金の活用や、環境に関する優良な活動への支援および顕彰に関することなどを市長に意見を具申する「三鷹市環境基金活用委員会」の委員を公募します。

◆公募委員 ①一般市民、②非営利団体、③事業者の各1人

◆応募資格 ①一般市民Ⅱ満18歳以上で市内に住所を有する方、②非営利団体Ⅱ市内で環境に関する活動をしている団体、③事業者Ⅱ市内に事業所を有する事業者（市職員を除く）。

◆開催日 年3回程度（第1回は2月～3月予定）

◆任期 委嘱の日から2年間

◆応募方法 1月29日（必着）までに「環境について思うこと」というテーマのレポート（400字程度）と住所、氏名、年齢、電話番号を記入し直接または郵送、ファクス、Eメールで「〒181-8555 三鷹市役所環境対策課」・FAX 45-5291・Eメール kankyo@city.mitaka.tokyo.jpへ申し込む。応募者多数の場合は、2月5日（木）午後2時から公開抽選で決定。非営利団体・事業者は代表者名と委員会委員予定者の名前を明記。結果は本人あてに通知します。なお、提出されたレポートは返却しません。

↓環境対策課 ☎内線2523

三鷹市温室効果ガス総排出量の調査結果

総排出量は3万8千412トン

市では平成13年度に、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「三鷹市地球温暖化対策実行計画」を策定し、平成18年度までに市の事務・事業から排出される温室効果ガス（二酸化炭素換算）排出量を16・7％（対平成12年度・5千742トン）削減する目標を掲げ、平成13年度から毎年、市のすべての事務・事業から排出される温室効果ガスの総排出量について調査を行っています。

平成14年度の温室効果ガスの総排出量調査結果をお知らせします。

平成14年度の一般廃棄物に含まれる廃プラスチックの焼却による温室効果ガスの排出量は、11・5％（平成13年度比）減少したものの、電気の使用による温室効果ガスの排出量は18・5％（平成13年度比）増加していました。

平成14年度の温室効果ガスに含まれる廃プラスチックの焼却による温室効果ガスの排出量は、11・5％（平成13年度比）減少したものの、電気の使用による温室効果ガスの排出量は18・5％（平成13年度比）増加していました。

電気の使用による温室効果ガスの排出量が増加した主な理由は、新たに調査対象施設が増加したためです。

また、一般廃棄物に含まれる廃プラスチックの焼却による温室効果ガスの排出量が減少したためです。

◆目標達成のために 実行計画に定める温室効果ガスの削減目標を達成するため、市民の協力をお願いします。

項目別温室効果ガス排出量比較(平成12～14年度)(二酸化炭素換算kg)	平成12年度	平成13年度	平成14年度
電気の使用により排出される二酸化炭素	10,493,641	11,983,825	14,202,541
一般廃棄物に混入している廃プラスチックの焼却により排出される二酸化炭素	19,845,087	22,389,840	19,763,040

平成15年分の確定申告・贈与税・消費税の申告はお早目に

所得税の確定申告 2月16日（月）～3月15日（月）
贈与税の申告 2月22日（月）～3月15日（月）
個人事業者の消費税の申告 3月31日（水）まで

申告が必要な方は、お早めに住所地の税務署（三鷹・武蔵野・小金井市の方は武蔵野税務署）へ申告・納付してください。

◆武蔵野税務署 土・日曜日、祝日は休み。〒180-8522武蔵野市吉祥寺本町3-27-1 ☎53-1311・税務相談室武蔵野分室 ☎54-1251

◆駐車場は利用できません。 ※納税は便利で確実な振替納税、還付金の受け取りには口座振込をご利用ください。

【税務署の休日窓口開設】 確定申告の相談・受付。 ◆開設日 2月22日（月）・29日（月）

平成15年中の収入が公的年金収入のみの方で、収入金額が次の金額以下の場合には、所得税の確定申告は必要ありません。三鷹市に居住している人の税法上の扶養親族になつていたり、社会保険庁が三鷹市へ報告する収入金額などに変更のない方は、住民税

ガス削減目標16・7％を達成するためには、市の事務・事業から排出される温室効果ガスの主な排出源である電気の使用と一般廃棄物に含まれる廃プラスチックの焼却量の削減に取り組んでいかなければなりません。

電気の使用量の削減については、市の各部署・施設で省エネルギーのための具体的な目標設定や行動をうながすため、職員への意識啓発や公共施設の省エネルギー対策を進めていきます。

また、一般廃棄物に含まれる廃プラスチックの焼却によって排出される温室効果ガスを削減するためには、市民のみなさんに、より一層のごみの減量と分別回収の徹底、プ

の申告も必要ありません。 ◆①65歳以上（昭和14年1月1日以前生れ）の方Ⅱ28万円、②65歳未満（昭和14年1月2日以後生れ）の方Ⅱ108万円。 ※配偶者控除などほかの所得控除がある方は、申告不要の限度額が高くなります。

【確定申告で所得税が還付される方】 次のような方は、確定申告すると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。2月13日（金）以前でも受け付けます。

◇①マイホームを住宅ローンで取得（増改築を含む）した方。②原則として10万円以上の医療費を支払った方。③災害や盗難の被害にあった方。④年の途中で退職し、再就職していない方

【還付金を早く受け取るためには】 2月末ごろまでに還付申告をしましょう。3月以降の申告は受け取りに時間がかかります。なお、次の場合は、還付金の支払が大幅に遅れた

【還付申告をする サラリーマンの方へ】 「広域還付申告センター」で還付申告書を預かり、税務署に送付します。用紙の配布、記入のアドバイスも（土・日曜日、祝日を除く）。

◆JR東京駅日本橋口 2月2日（月）～13日（金）午前9時～正午、午後1時～5時 ◆新宿駅西口広場イベントコーナー 東京都と共催。2月19日（木）～27日（金）午前9時～正午、午後1時～5時

※ほかには横浜駅、川崎駅でも（日時は異なります）。 【郵送による 確定申告書の提出】 「控」が必要な方は、ボー

り、支払ができないことがあります。 ◆源泉徴収票、医療費の領収書（いずれもコピーは不可）などの必要書類の添付がない場合

◇記載した内容の誤りや、不明確な箇所がある場合 ◇所轄以外の税務署に申告した場合

【所得税・事業所得税・住民税の共同説明会】 確定申告書の書き方など。 ◆場所 三鷹市公会堂別館会議室

◇事業所得・不動産所得のある方など 1月30日（金）午前10時～11時30分 ◇年金受給の方のみ 1月30日（金）午後1時30分～3時30分、2月2日（月）午前10時～11時30分と午後1時30分～3時30分

【タックスアンサー】 よくある質問に、電話（音声・ファクス、インターネット、携帯電話（文字情報））でお答えしています。くわしくは税務署またはタックスアンサーコード表（市役所市民税課など）にあります。

【2月2日（月）は国民健康保険税第7期の納期です】

平成15年度国民健康保険税第7期の納期限は、2月2日（月）です。納期内の納付をお願いします。

納税通知書が見当たらない方、納付の確認ができない方、納税に関する相談（分割納付など）をご希望の方は、保険課国保納税係 ☎内線2391へお問い合わせください。

◆納税には安心・便利な口座振替を 保険課（市役所1階⑨番窓口）、各市政窓口、指定金融機関、郵便局へ①納税通知書②預金通帳の届出印③預金通帳を持参してお申し込みください。

↓資産税課 ☎内線2363

平成16年1月1日現在で、次の条件を満たす私道は申告

ルペンで記入した申告書控（鉛筆は不可）と切手を貼りあて先を記入した返信用封筒を同封してください。 ◆送り先 〒180-8522 武蔵野税務署個人課税部門（表に「確定申告書在中」と赤書）

【所得税・事業所得税・住民税の共同説明会】 確定申告書の書き方など。 ◆場所 三鷹市公会堂別館会議室

◇事業所得・不動産所得のある方など 1月30日（金）午前10時～11時30分 ◇年金受給の方のみ 1月30日（金）午後1時30分～3時30分、2月2日（月）午前10時～11時30分と午後1時30分～3時30分

【タックスアンサー】 よくある質問に、電話（音声・ファクス、インターネット、携帯電話（文字情報））でお答えしています。くわしくは税務署またはタックスアンサーコード表（市役所市民税課など）にあります。

【2月2日（月）は国民健康保険税第7期の納期です】

平成15年度国民健康保険税第7期の納期限は、2月2日（月）です。納期内の納付をお願いします。

納税通知書が見当たらない方、納付の確認ができない方、納税に関する相談（分割納付など）をご希望の方は、保険課国保納税係 ☎内線2391へお問い合わせください。

◆納税には安心・便利な口座振替を 保険課（市役所1階⑨番窓口）、各市政窓口、指定金融機関、郵便局へ①納税通知書②預金通帳の届出印③預金通帳を持参してお申し込みください。

↓資産税課 ☎内線2363

平成16年1月1日現在で、次の条件を満たす私道は申告

り、支払ができないことがあります。 ◆源泉徴収票、医療費の領収書（いずれもコピーは不可）などの必要書類の添付がない場合

◇記載した内容の誤りや、不明確な箇所がある場合 ◇所轄以外の税務署に申告した場合

【所得税・事業所得税・住民税の共同説明会】 確定申告書の書き方など。 ◆場所 三鷹市公会堂別館会議室

◇事業所得・不動産所得のある方など 1月30日（金）午前10時～11時30分 ◇年金受給の方のみ 1月30日（金）午後1時30分～3時30分、2月2日（月）午前10時～11時30分と午後1時30分～3時30分

【タックスアンサー】 よくある質問に、電話（音声・ファクス、インターネット、携帯電話（文字情報））でお答えしています。くわしくは税務署またはタックスアンサーコード表（市役所市民税課など）にあります。

【2月2日（月）は国民健康保険税第7期の納期です】

平成15年度国民健康保険税第7期の納期限は、2月2日（月）です。納期内の納付をお願いします。

納税通知書が見当たらない方、納付の確認ができない方、納税に関する相談（分割納付など）をご希望の方は、保険課国保納税係 ☎内線2391へお問い合わせください。

市税だより

市税の納付はお済みですか？

市民税・都民税第4期分の納期は2月2日（月）となっています。納期内納付にご協力をお願いします。

お済みですか？